

1 策定にあたって

■1-1 計画策定の背景

令和元年6月に障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）が改正され、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針（以下「指針」という。）に則して、障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）を作成することとされました。

「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を策定している本町においては、これらの状況を踏まえ、障害を有する職員を含む全ての職員が能力を最大限発揮でき、いきいきと一人ひとりが活躍できるよう、令和2年10月から令和7年3月31日までを期間とする大泉町障害者活躍推進計画（以下「計画」という。）を策定いたしました。

こうした取組の結果、障害者雇用率は、計画当初の令和元年6月1日現在の実雇用率3.41%から、令和6年6月1日には3.72%となり、当初計画の目標であった3.51%を達成している状況です。

今後も障害を有する職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりを目指して、令和7年4月1日から令和12年3月31日を期間とする「第2期大泉町障害者活躍推進計画」を策定しました。

■1-2 計画期間と位置づけ

本計画は、指針に準じて策定し、令和7年度から令和11年度の5年間の計画の期間としますが、取組状況を踏まえながら、必要に応じ見直しを行うものとしします。

また、「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画 2019～」、「第六次大泉町障害者基本計画」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する大泉町職員対応要領」などと整合性を図ります。

■1-3 周知・公表

策定または改定を行った計画は、庁内イントラネット等で職員に対し周知するとともに、町のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。

また、数値目標の達成状況及び、計画に掲げる取組の実施状況等についても、毎年度町のホームページへの掲載により公表します。